

事業性融資 dayta 規定

新	旧
<p>第2条（事業性融資 dayta の利用条件および商品概要説明書）</p> <p>2.お客さまは、次条の規定に従い本借入れの申込みを行う前に、当社WEBサイトにて掲載する「事業性融資 dayta」の商品概要説明書の内容をご確認いただく必要があります。</p>	<p>第2条（事業性融資 dayta の利用条件および商品概要説明書）</p> <p>2.本借入れの約定返済日は、<u>毎月末日となります。</u></p> <p>3.お客さまは、次条の規定に従い本借入れの申込みを行う前に、当社WEBサイトにて掲載する「事業性融資 dayta」の商品概要説明書の内容をご確認いただく必要があります。</p>
<p>第3条（借入申込み）</p> <p>1.お客さまは、前条第2項に定める商品概要説明書の内容を確認し、また本規定に同意の上、本借入れの申込みをします。</p>	<p>第3条（借入申込み）</p> <p>1.お客さまは、前条第3項に定める商品概要説明書の内容を確認し、また本規定に同意の上、本借入れの申込みをします。</p>
<p>第5条（本債務の返済方法）</p> <p>1.お客さまは、<u>元金均等返済方式によって本債務の返済を行います。本債務の約定返済日は、毎月末日となります。</u></p>	<p>第5条（本債務の返済方法）</p> <p>1.お客さまは、<u>元金均等返済方式によって本債務の返済を行います。</u></p>
<p>第15条（表明保証及び誓約）</p> <p>1.お客さまは、当社に対し、本契約が成立した日において、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明し、保証します。</p> <p>①<u>第9条に定める事由又は時間の経過若しくは通知によりかかる事由が発生することとなる事態が一切発生していないこと、又その予兆も一切ないこと。</u></p> <p>②<u>債務超過、支払不能又は支払停止の状態にはないこと。お客さまが、本契約の締結又は履行により、債務超過、支払不能又は支払停止の状態に陥るものではなく、またそのおそれも一切ないこと。</u></p> <p>③<u>支払期限の到来しているお客さまの債務一切（公租公課及び当社以外の者に対する債務を含む。）を全て支払済みであり、延滞している債務は一切ないこと。</u></p> <p>④<u>本契約の債務について契約どおりに返済が可能であること。</u></p> <p>⑤<u>資金繰りについて本契約による債務を考慮しても、資金不足となる懸念が一切ないこと。</u></p> <p>⑥<u>弁護士等と債務整理に向けた取組を現在、何ら一</u></p>	<p>第15条（表明保証及び誓約）</p> <p>1.お客さまは、当社に対し、本契約が成立した日において、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明し、保証します。</p> <p>①<u>お客さまにつき、第9条に定める事由又は時間の経過若しくは通知によりかかる事由が発生することとなる事態が発生していないこと。</u></p> <p>②<u>お客さまが、債務超過、支払不能又は支払停止の状態にはないこと。お客さまが、本契約の締結又は履行により、債務超過、支払不能又は支払停止の状態に陥るものではなく、お客さまの知る限り、またそのおそれも一切ないこと。</u></p> <p>③<u>お客さまが、支払期限の到来しているお客さまの債務一切（公租公課及び当社以外の者に対する債務を含む。）を全て支払済みであり、延滞している債務はないこと。</u></p> <p>2.お客さまは、前項の規定に反して前項各号に定める内容が真実又は正確でないことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失及び費用の一切を当社に対して補償するもの</p>

切も計画しておらず、またその予定もないこと。

⑦代表者さま自身の財政状態に問題がないこと。又は、代表者について第6号に定める事情が存在しないこと。

2. お客さまは、前項の規定に反して前項各号に定める内容が真実又は正確でないことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失及び費用の一切を当社に対していかなる場合についても必ず補償するものとし、

とします。